

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.78 平成21年9月24日

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記メールを

keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp ご利用ください。

障害者支援施設、障害福祉サービス等も新たに固定資産税が減免対象

になりました —平成19年3月改正—

1 平成11年11月16日付(最終改正平成21年8月4日)「11主資計第249号、東京都主税局長通知」(全文は東社協H・P掲載)は、そもそも少子高齢社会の到来に際して高齢者施設と保育所についてその整備を促進する趣旨から非課税要件の判定時期を弾力化する通知です。

固定資産税を非課税とするためには、賦課期日(1月1日)において、非課税要件を満たしていなければならないが、社会福祉施設は、その建設に係る事情から4月1日の事業開始が多いため、通常の間扱いは事業開始年においては建設用地の固定資産税が非課税となりません。そこで賦課期日前に事業開始することが困難であること等の社会福祉施設の特異性を考慮して、「賦課期日を過ぎて老人福祉施設等の用に供された固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、新たに減免」制度を設けるとしたものです。

当該減免対象となる固定資産は、同通知において「1の(1)に掲げる施設等(社会福祉事業)の運営上直接必要な土地、家屋及び償却資産をいう。」とした上で、その具体例を別表(後記参照)として例示列挙しています。

2 これまでは、施設開設年に固定資産税が減免される施設は保育所及び老人福祉施設等に限定されていますが、その対象を障害者自立支援法に基づく施設・事業にも拡大するよう、東社協として東京都に要望していましたが、このたびようやく実現しました。

3 ただし、「運営上直接必要」の判断にあたっては、すくなくとも、社会福祉施設・事業として認可面積に含まれているものは、名称の如何を問わず当然に利用者処遇上、直接必要なものであり、減免及び非課税範囲に含まれます。

<地方税非課税・減免の内容>

施設所在地	調査機関	調査目的	調査時期
23区	都税事務所	都税及び市町村税の対象となる固定資産があるかどうかの認定	新設及び改築年のみ
市町村	市町村の固定資産税課等		

地方税の種類		非課税定義	備考
都税	不動産取得税	社会福祉事業の用に供していれば非課税 (地方税法第73条4の3)	左の要件に該当すれば全国的に非課税(取得時のみ)
市町村税	固定資産税、都市計画税、償却資産	社会福祉事業の用に供していれば非課税 (地方税法第348条)	翌年非課税となる固定資産については、施設開設年に左の要件に該当すれば減免する制度が23区には有り。市町村はそれぞれの判断で独自に減免制度を制定している場合がある。

4 上記通知は、23区内における翌年非課税となる固定資産税の減免通知ですが、23区以外の市町村においては、市町村長が課税権者となりますので、市町村条例により規定されますので、市町村ごとの確認が必要です。仮に、条例内容で障害者関係において、翌年非課税となる固定資産について、施設開設年に上記の要件に該当しても減免する制度がない場合は減免するよう要望する等の取組みも考えられます。

5 「11 主資計第 249 号、東京都主税局長通知」の運用をめぐっては、これまで様々な問題が生じています。同通知は、高齢者施設と保育所(今回障害関係も追加)について非課税要件の判定時期を弾力化し、施設開設年の固定資産税等を減免するもので、減免の対象を例示列挙し、使用実態等に基づき判断することと注記されているにもかかわらず、あたかも限定列挙であるかのような判断をし、当該例示列挙に明示されていない項目(職員用諸設備等)は、本来は減免のところ課税対象であるとの都税事務所の更正がなされている事例が生じました。

さらに、非課税とされてきた固定資産(土地・建物・償却資産)についても新たに課税とする決定がなされました。これを受け本会では看過しえない事案であることから福祉施設経営相談室だより(No.40、41、51、53—いずれも東社協ホームページに掲載中)を発行し、問題の所在と今後の対応について喚起してきました。

その中で、社会福祉法人響会は、都知事宛審査請求し、その棄却決定を受け、東京地裁宛提訴しました。しかし、東京都は裁決を取消すことなく、提訴中に賦課(課税)処分を取り消し、減免を実施したため判決は訴えの利益がないとして却下となり、課否に係る判示がなされませんでした。

こうした社会福祉法人への固定資産税等の課否については、今後とも適切な対応が求められることから、ここに関係書類を社会福祉法人をはじめとする関係者に情報提供いたします。